

感染症を克服し、我が国経済が直面する難局を乗り越える“攻め”の取組に向けて

2020年3月10日

竹森 俊平

中西 宏明

新浪 剛史

柳川 範之

年明け以降の経済状況をみると、消費税率引上げの影響は、各種対策の効果もあり小さくなっているが、新型感染症の流行に伴い、中国経済、さらには世界経済全体が減速するとともに、日本においても、輸出入や生産活動、消費等の経済活動面に直接・間接的な影響が出てきている<sup>1</sup>。

これまで、企業収益や雇用・所得環境の改善<sup>2</sup>が、内需を中心にした回復を支えてきており、生産性向上やそれに伴う賃上げ・所得向上のモメンタムが途絶えると、感染症による一時的な影響のみにとどまらず、わが国での終息後においても、世界経済への影響の波及懸念と相俟って、内需を冷え込ませる懸念がある。

こうした事態を避けるため、まずは、予備費等を活用した感染症に対する多面的な対策や影響を受ける事業者への対応等に万全を期すべき。また、経済への影響を十分に注視・捕捉し、必要かつ十分な経済財政政策を臨機応変に躊躇なく講じるべき。こうした取組により、景気の腰折れを避けるとともに、テレワークなどIT技術を活用しながら、社会のあらゆる分野での遠隔対応を進めるなど、未来を先取りする変革を一気に進めるべき。こうした観点から、以下に掲げる万全の対応を求めたい。

## 1. 国民の不安にきめ細かく対応し、内需の拡大に向けた取組を

まずは、最優先で感染症を抑えることが、経済活動への影響を最小限とし、委縮する消費マインド・企業マインドを回復させ、その後のV字回復を実現する最善の方策である。中国経済、さらには世界経済全体へのダメージが広がりつつある中、我が国経済も大きな影響を受けてきており、これまでのアベノミクスの成果等も最大限活用し、以下に掲げる攻めの取組を官民で進め、その終息後も見据えた生産性向上に向けた投資や賃金・雇金を維持・拡大する努力を強化すべき。

### (1) 経済への影響に対する万全のマクロ経済運営

- 年初にかけて内需は持ち直しがみられたが、その後の新型感染症の流行は、世界経済のさらなる下振れや、日本経済への影響を与えている。10-12月期のGDPギャップが▲1.4%を超える<sup>3</sup>とみられる中、1-3月期にはギャップがさらに拡大する可能性が高い。また、先般の景気ウォッチャー調査では、消費マインドが、リーマンショック、東日

<sup>1</sup> ①インバウンドの大幅減少等に伴う観光関連産業、小売等への影響、さらには、内外経済の先行き懸念に伴う消費マインドの低下、②中国経済の停滞に伴う輸出や生産への影響、③自動車部品等中国からの部品輸入の停滞など、サプライチェーンへの影響、④中国経済の減速による世界経済全体の減速、⑤イベント中止や外出自粛等

<sup>2</sup> 企業収益は過去6年で35兆円増加。雇用者数は過去7年で491万人増加、2%程度の賃上げが6年間継続。

<sup>3</sup> 一次QEベース(実質GDP前期比▲1.6%)のGDPギャップは▲1.4%、二次QEでは同▲1.8%であり、ギャップはさらに拡大するとみられる。

本大震災並みの落込みとなるなど、景気は腰折れしかねない状況にある。

- 新型コロナウイルスの流行を早期に終息させることに全力を挙げるとともに、まずは、本日決定した、資金繰りや雇用安定の支援策、学校休校の影響を受ける事業者や生徒の保護者への支援等を含む緊急対応策をしっかりと進めるべき。また、海外発のリスクを確実に乗り越え、強靱な体質強化に資する施策が盛り込まれた 経済対策及び補正予算を早期かつ着実に実行し、足元の経済を下支えす べき。
- また、臨時・特別の措置<sup>4</sup>、高等教育の無償化、訪日客4千万人達成に向けた国際観光旅客税収の活用、オープンイノベーション促進税制等を盛り込んだ 令和2年度予算・税制案の早期成立により、間断なく、政策を実行・推進す べき。
- さらに、経済活動が大きく制約される中、その影響は「現在進行形」で広がりつつあり、その実情をタイムリーに捕捉し、就職・就業活動や雇用面への影響への対応、需要の落ち込みが懸念される消費・投資の喚起の方策、影響を受けている産業・企業の経営面や活力向上に向けた支援や改革等について、先を見据えて、前広かつ総合的に検討し、too small, too lateにならないよう思い切って取り組む べき。

## (2)ピンチをチャンスに～投資の強化、生産性引上げ、賃上げの継続～

- 感染症による経済的な困難をチャンスに変えるべき。当初予算の約3倍にあたる3600億円の中小企業・小規模事業者のIT・デジタル化支援策を含む1兆円にのぼるデジタルニューディール策などの経済対策・補正予算を最大限利活用しつつ、企業の有する240兆円の現預金の有効活用 を含め、サプライチェーンのICT化、企業活動の創意工夫による新製品・サービスの創出、生産性の向上に資する民間投資の流れを持続・強化すべき。また、今回の感染症の経験を踏まえ、通院・通学等が困難な事態にも備え、リモート診療・リモート服薬、学校のICT化・遠隔教育の普及を迅速かつ徹底して進めるべき。
- また、中小企業を取り巻く取引条件の改善や生産性向上、サプライチェーン全体の付加価値向上等に向け、新たに立ち上げることが表明された府省横断的な取組を、産業界と連携してしっかりと進めるべき。
- 生産性の向上、働き方改革の深化とともに、今春闘でも賃上げのモメンタムを継続する など、最低賃金を含む雇用・所得環境を引き続き改善 し、内需の6割を占める民間消費活動をしっかりと下支えすべき。

## (3)感染症を乗り越え、デジタル化や生産性向上を支える働き方改革の進化

- 感染症対策としてテレワークの活用が急速に広がっている。これを機に、自宅でのテレワークや地方でのリモートワーク等の取組を徹底して普及 させ、より多様性のある働き方を可能とする体制を官民で構築すべき。
- 専門的知識・能力を活かした仕事を選択できるジョブ型正社員の雇用を進める べき。また、一括採用や年功制度等を多様な人材が活躍できるよう進化させ、複線的なキャリアパスを構築 すべき。併せて、こうした新しい働き方の促進のためのデータを整備し、制度改革にも反映すべき。
- ジョブ型の職能制度と専門性や能力に見合う賃金・給与体系の見直し、兼業・副業を含めた複線型の働き方促進に合わせて、社内での自己啓発の機会の充実 や 大学等

<sup>4</sup> キャッシュレス・ポイント還元事業、マイナンバーカードを活用した消費活性化策等

の外部での学び直しをしやすい環境<sup>5</sup>を整備すべき。

- 今年4月から、同一労働同一賃金の大企業への導入、中小企業への時間外労働の上限規制が導入されることを契機に、必要に応じたパートタイム労働者や有期雇用労働者など非正規も含めた処遇改善や、キャリアアップ助成金<sup>6</sup>の活用に加え、就業調整につながる配偶者向け家族手当について収入上限の見直しや育児や介護手当への振替などを更に進めるべき。

## 2. リスクに立ち向かい、自由な貿易圏の拡大に向けた先導役を

日本にとって最大の貿易相手である中国経済の減速、さらには世界経済も減速しているが、この機会を自由貿易圏の拡大の契機として、こうしたリスクに対して攻めの姿勢で行動し、①海外投資のさらなる促進、②経済連携の拡大等による日本企業の海外展開やサプライチェーンの重層化、③潜在的な成長力の高い新興国を含めた海外市場の積極的な開拓を進めるべき。その際、中国経済の安定化はアジア地域の経済発展に欠かせないという認識の下、アジア地域全体の経済活動の安定化に資するような貿易・投資の円滑化や共通のルール作りにも積極的に取り組むべき。また、国際的な貿易・投資の連携に関する信頼性を高めるためにも、感染症に関する国際的な情報共有化を進めるべき。

- 日本の対外直接投資残高の対GDP比は欧米と比べて低い水準にあり、まだ拡大の余地が大きい。アジア地域が共同して、緊急性の高いSDGsなどの分野で投資促進やルール作り等の取組<sup>7</sup>を促進することを検討するとともに、日本もこうした分野で海外投資を積極的に進めるべき。
- 既存の経済連携を活用した海外展開の強化に加え、重層的なサプライチェーンの形成や共通ルールの整備促進に向け、英国との経済連携や、関心の高いタイも含めたTPP11の参加国の更なる拡大を図るとともに、RCEP実現に向けた交渉を加速すべき。
- 海外市場の開拓に向け、潜在的な発展余地が大きいインドについて、環境関連等の課題に対応した日本の技術の売り込み、拡大する消費市場への参入、デジタル分野での連携等による市場の取り込みを図るとともに、インドの優れたICT人材の日本での活躍を進めるべき。また、RCEP交渉にあたり、インドの参加を引き続き促すべき。
- 上記の取組とあわせて、農林水産物・食品輸出の新目標<sup>8</sup>の着実な実現を図るとともに、今年、期限を迎えるインバウンド、対内直接投資、中小企業の輸出といった海外戦略について、これまでの進捗実績や課題を検証し、新たなKPI、新規の市場・取引先の開拓を含めた新たな長期戦略とその工程表を打ち出すべき。

<sup>5</sup> 企業の教育訓練の取組支援策としては、「賃上げ及び投資の促進に係る税制」により、教育訓練費(法人等が自ら行う研修への外部講師謝金等のほか、研修委託費、外部研修参加費も含まれる)の増加を追加要件とした税額控除の上乗せ措置を実施(平成30年度)。また、教育訓練休暇制度については1割弱の企業しか導入されていないが、人材開発支援助成金において、有給教育訓練休暇制度を導入した企業に対し助成措置を行っている。

<sup>6</sup> キャリアアップ助成金(適用拡大関係コース)については、2019年度から一人当たり支給額及び支給申請上限人数の引上げを行うことにより1事業所当たりの上限額を3倍程度に引上げ。

<sup>7</sup> 例えば、クリーンなエネルギーの活用やプラスチック廃棄物への対応等が考えられる。アジアにおけるエネルギーの国際協力としては、ASEAN+3やAPEC等の取組や、LNG等のクリーンエネルギーへの転換を促す日米の連携等が行われている。アジア地域における廃プラに関する国際的な取組としては、アジア太平洋3R推進フォーラムや二国間協力等がある。

<sup>8</sup> 農林水産物・食品輸出額を令和7(2025)年に2兆円、12(30)年に5兆円に増加。